

提案における条件

1 事業実施区域

別紙「歩行者回遊性向上社会実験業務実施区域図」のとおり

2 事業実施期間

業務委託期間(契約締結日から令和4年12月28日まで)のうち、社会実験事業は3か月以上実施すること。なお、事業は毎日継続して行うもののほか、曜日を限定して実施することも可能とする。

3 本業務に対する提案事項

- (1) 歩行者の回遊性の向上に向けたプロセス
- (2) 継続的な賑わい創出のための具体策
- (3) 事業効果検証のために必要なデータ収集・分析
- (4) 市民や地域住民に対するPR方法

4 提案の条件

- (1) 歩行者の回遊性の向上や事業を継続するためのデータを取得できるよう、歩道や広場を活用した飲食や物品販売主体の賑わい創出を図る取り組みとすること。
- (2) 道路占用許可特例適用路線(以下「特例路線」という。)を活用する場合は、十分な歩行空間を確保するため、「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン-改訂版-(国土交通省道路局発出)」に基づき、下記の道路について各歩道幅を確保すること。
 - ア 国道278号: 3.5m
 - イ 道道函館南茅部線および市道: 2m
- (3) 特例路線以外の公道や広場等を活用する場合は、各道路管理者や施設管理者が設定する許可基準を遵守すること。

社会実験参加店舗(以下「参加店舗」という。)による道路清掃や除草などの維持管理および歩行者や利用者の安全確保のためのパトロール等を行うこと。

- (4) 事業の実施にあたり，食事施設（テーブル・イス）を利用する場合は，参加店舗が用意するもののほか事業費の範囲内で賃借することも可能とする。
- (5) 事業のPRにあたっては，ポスターのほかチラシなども作成し，告知すること。
- (6) 事業効果の分析は，来街者，参加店舗および地域住民へのアンケートなどを行い，事業効果を比較調査出来る方法とすること。
- (7) 本業務に付随して実施する，事業効果を高めるための取り組みの提案も可能とする。
- (8) 新型コロナウイルス感染防止のために必要な対策を考慮した提案内容とすること。

歩行者回遊性向上社会実験業務実施区域図

